

橋本周辺広域市町村圏組合告示第 8 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条により準用する同法第152条第1項の規定に基づき、橋本周辺広域市町村圏組合管理者職務代理者を次のとおり定める。

令和8年3月25日

橋本周辺広域市町村圏組合
管 理 者 平 木 哲 朗

1 橋本周辺広域市町村圏組合の職名及び氏名

橋本周辺広域市町村圏組合
管理者職務代理者 副管理者 中阪 雅則

2 職務代理期間

令和8年4月2日から当分の間